

介護保険サービスの種類と費用

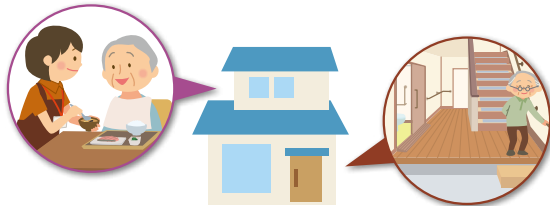
介護保険サービスには、自宅を中心に利用する「居宅サービス」、介護保険施設に入所する「施設サービス」があります。また、事業所のある市区町村にお住まいの方のみが利用できる「地域密着型サービス」があります。

介護保険サービスの種類



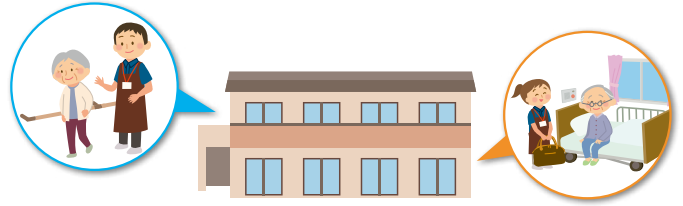
自宅を訪問してもらう

▶P.11～12



施設に通って利用する

▶P.13～14



生活する環境を整える

▶P.20～21



短期間施設に泊まる

▶P.15



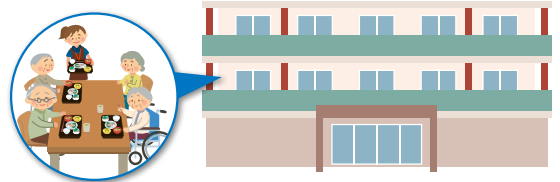
通いを中心とした
複合的なサービス

▶P.16



自宅から移り住んで利用する

▶P.17



介護保険施設に移り住む

▶P.18

各サービスの見方

利用できる要介護度を示します。

認知症の方が施設に通ってサービスを受ける

要介護
1～5

要支援
1・2

地域密着型サービス

にんちしょうたいおうがたつうしょかいご
認知症対応型通所介護
かいごぼうにんちしょうたいおうがたつうしょかいご
(介護予防認知症対応型通所介護)

認知症と診断された方が食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。

このマークのついたサービスは地域密着型サービスです。原則として事業所のある市区町村の住民だけが利用できます。

費用のめやす

【7～8時間未満利用した場合】

要介護度	自己負担分	サービス費用
要支援 1	909円	9,083円
要支援 2	1,014円	10,138円
要介護 1	1,049円	10,486円
要介護 2	1,163円	11,626円
要介護 3	1,277円	12,765円
要介護 4	1,392円	13,915円
要介護 5	1,506円	15,054円

※食費、日常生活費は別途負担となります。

令和6年4月からの**自己負担(1割)の費用**とサービス費用(10割)をめやすとして掲載しています。

実際の自己負担は所得状況などにより1割、2割、3割のいずれかです。

(▶P.26 参照)

実際にかかる費用は、利用する事業者の所在地や体制、サービスの内容等によって異なります。

【サービスを利用する前に】

ケアプラン（介護サービスの利用計画）または介護予防ケアプランを作成する必要があります。



ケアプランを作成する

介護サービス・介護予防サービスの利用について相談する

要介護 1～5 居宅介護支援

ケアマネジャーにケアプランを作成してもらうほか、安心して介護サービスを利用できるよう支援してもらいます。



要支援 1・2 介護予防支援

地域包括支援センターの職員などに介護予防ケアプランを作成してもらうほか、安心して介護予防サービスを利用できるよう支援してもらいます。

変更ポイント

地域包括支援センターに加え、指定介護予防支援事業者の指定を受けた居宅介護支援事業者にも介護予防ケアプランの作成を依頼できるようになりました（令和6年4月から）。

ケアプランの作成および相談は無料です。（全額を介護保険で負担します。）

※小規模多機能型居宅介護または看護小規模多機能型居宅介護を利用する場合や施設に入所する場合は、事業者または施設にいる専属のケアマネジャーにケアプランを作成してもらいます。

① 自宅を中心に利用するサービス

自宅を中心に利用するサービス（居宅サービス）には、訪問をしてもらうサービスや施設に通うサービスなど、さまざまな種類があります。



自宅を訪問してもらう

日常生活の手助けを受ける

要介護 1～5 訪問介護【ホームヘルプサービス】

ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、身体介護や生活援助を受けます。



〈身体介護〉

- 食事、入浴、排せつの介助
- 衣類の着脱の介助 ● 服薬の確認 など

〈生活援助〉

- 住居の掃除 ● 洗濯 ● 買い物
- 食事の準備、調理 ● 薬の受け取り など

費用のめやす

		自己負担分	サービス費用
身体 介護中心	20分～30分未満	261円	2,610円
	30分～1時間未満	414円	4,140円
生活 援助中心	20分～45分未満	192円	1,915円
	45分以上	236円	2,354円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

	自己負担分	サービス費用
通院等乗降介助（1回）	104円	1,037円

ご注意ください！以下のサービスは、介護保険の対象となりません。

本人以外のためにすることや、日常生活上の家事の範囲を超えることなどは、サービスの対象外です。

- 本人以外の家族のための家事 ● ペットの世話 ● 預金の引き出し、預け入れ
- 留守番 ● 来客の応対 ● 家具の移動や修繕、模様替え ● 草むしり など

自宅で入浴の介助を受ける

要介護 1～5 要支援 1・2 訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護）

自宅に浴槽を持ち込んでもらい、入浴の介助を受けます。

費用のめやす【1回あたり】

要介護度	自己負担分	サービス費用	要介護度	自己負担分	サービス費用
要介護 1～5	1,355円	13,546円	要支援 1・2	916円	9,159円



① 自宅を中心に利用するサービス



自宅を訪問してもらう

自宅で看護を受ける

要介護
1～5

要支援
1・2

訪問看護^{ほうもんかんご} (介護予防訪問看護^{かいごよぼうほうもんかんご})

看護師などに訪問してもらい、床ずれの手当てや点滴の管理をしてもらいます。



費用のめやす【30分～1時間未満／病院・診療所からの場合】

要介護度	自己負担分	サービス費用
要支援 1・2	592円	5,917円
要介護1～5	615円	6,141円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

自宅でリハビリをする

要介護
1～5

要支援
1・2

訪問リハビリテーション^{ほうもん} (介護予防訪問リハビリテーション^{かいごよぼうほうもん})

リハビリの専門家に訪問してもらい、自宅でリハビリを受けます。

費用のめやす【1回あたり】

要介護度	自己負担分	サービス費用
要支援 1・2	315円	3,143円
要介護1～5	325円	3,249円

医師などによる療養上の指導・管理を受ける

要介護
1～5

要支援
1・2

居宅療養管理指導^{きょたくりょうようかんりしどう} (介護予防居宅療養管理指導^{かいごよぼうきょたくりょうようかんりしどう})

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などに訪問してもらい、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導を受けます。

費用のめやす【単一建物居住者1人に対して行う場合】

	自己負担分	サービス費用
医師の場合(月2回まで)	515円	5,150円
歯科医師の場合(月2回まで)	517円	5,170円
医療機関の薬剤師の場合(月2回まで)	566円	5,660円
歯科衛生士等の場合(月4回まで)	362円	3,620円

夜間に訪問介護を受ける

要介護
1～5

地域密着型サービス

夜間対応型訪問介護^{やかんたいおうがたほうもんかいご}

夜間に定期的な訪問で介護を受けられる「定期巡回」、緊急時など、利用者の求めに応じて介護を受けられる「随時対応」のサービスなどがあります。

費用のめやす【基本対応の場合】

	自己負担分	サービス費用
1か月	1,059円	10,582円

※要支援の方は利用できません。

24時間対応の訪問介護・訪問看護サービスを受ける

要介護
1～5

地域密着型サービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護^{ていきじゅんかい・ずいじたいおうがたほうもんかいごかんご}

密接に連携をとっている介護職員と看護師の定期的な訪問を受けられます。また、通報や電話などをすることで、随時対応も受けられます。



1か月あたりの費用のめやす

【介護、看護一体型事業所で介護のみ利用した場合】

要介護度	自己負担分	サービス費用
要介護 1	5,828円	58,272円
要介護 2	10,401円	104,004円
要介護 3	17,270円	172,698円
要介護 4	21,847円	218,461円
要介護 5	26,421円	264,204円

※要支援の方は利用できません。



施設に通って食事や入浴などのサービスを受ける

つうしょかいご
要介護 1～5 **通所介護【デイサービス】**

通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

基本のサービスに加えて

- 個々の状態に応じた機能訓練（個別機能訓練）
- 食事に関する指導など（栄養改善）
- 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など（口腔機能向上）

などのメニューを選択して利用できます。
（利用するメニューによって費用が加算されます。）



費用のめやす【通常規模の施設／7～8時間未満の利用の場合】

要介護度	自己負担分	サービス費用
要介護 1	688円	6,876円
要介護 2	812円	8,119円
要介護 3	941円	9,405円
要介護 4	1,069円	10,690円
要介護 5	1,200円	11,996円

※食費、日常生活費は別途負担となります。

小規模な施設に通って食事や入浴などのサービスを受ける

ちいきみっちゃくがたつうしょかいご
要介護 1～5 **地域密着型サービス 地域密着型通所介護**

定員18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。



費用のめやす
【7～8時間未満の利用の場合】

要介護度	自己負担分	サービス費用
要介護 1	787円	7,868円
要介護 2	930円	9,300円
要介護 3	1,079円	10,784円
要介護 4	1,225円	12,247円
要介護 5	1,371円	13,710円

※食費、日常生活費は別途負担となります。

地域密着型サービスとは？

要介護状態となってもできるかぎり住み慣れた自宅又は地域で生活が継続できるようにするため、身近な市区町村で提供されるサービスです。原則として事業所のある市区町村の住民だけが利用できます。

事業者を選ぶために…

介護保険は「利用者本位」が原則。利用者の意思が最も尊重されますので、自分なりに情報を集めることも大切です。

サービス提供事業者・施設には、決められた項目にそった情報を公開することが義務付けられています。厚生労働省「介護サービス情報公表システム（<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp>）」から閲覧できますので、インターネットが使える方は、参考にしてください。

また、利用する施設を比較・検討するなら、実際に見学や体験利用をしてみることをお勧めします。



住宅型有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅にご入居を検討されている、もしくは、現在ご入居されている方が、高齢者向け住まいで介護保険サービスをご利用になる場合に確認いただきたいポイントをまとめています。



厚生労働省のホームページ



入居者・入居検討中の方・ご家族向け啓発資料

① 自宅を中心に利用するサービス



施設に通って利用する

施設に通ってリハビリをする

要介護
1～5

通所リハビリテーション【デイケア】

介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練などが受けられます。

基本のサービスに加えて

- 食事に関する指導など（栄養改善）
 - 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など（口腔機能向上）
- などのメニューを選択して利用できます。
（利用するメニューによって費用が加算されます。）

費用のめやす

【通常規模の施設／7～8時間未満の利用の場合】

要介護度	自己負担分	サービス費用
要介護1	804円	8,039円
要介護2	953円	9,526円
要介護3	1,104円	11,035円
要介護4	1,282円	12,818円
要介護5	1,455円	14,548円

※食費、日常生活費は別途負担となります。

要支援
1・2

介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所で、介護予防を目的とした生活機能の維持向上のための機能訓練などが日帰りで受けられます。

基本のサービスに加えて

- 食事に関する指導など（栄養改善）
 - 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など（口腔機能向上）
- などのメニューを選択して利用できます。
（利用するメニューによって費用が加算されます。）

1か月あたりの費用のめやす

要介護度	自己負担分	サービス費用
要支援1	2,393円	23,927円
要支援2	4,461円	44,605円

※食費、日常生活費は別途負担となります。



認知症の方が施設に通ってサービスを受ける

要介護
1～5

要支援
1・2

地域密着型サービス

認知症対応型通所介護 （介護予防認知症対応型通所介護）

認知症と診断された方が食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。



費用のめやす

【7～8時間未満利用した場合】

要介護度	自己負担分	サービス費用
要支援1	909円	9,083円
要支援2	1,014円	10,138円
要介護1	1,049円	10,486円
要介護2	1,163円	11,626円
要介護3	1,277円	12,765円
要介護4	1,392円	13,915円
要介護5	1,506円	15,054円

※食費、日常生活費は別途負担となります。

他制度のサービスとの併用について

【障害福祉サービスを使っている方へ】

障害のある方が、介護保険の被保険者となり、要介護認定を受けると、障害福祉サービスに相当するサービスが介護保険サービスにある場合は、原則として介護保険サービスの利用が優先されます（訪問介護（ホームヘルプ）、通所介護（デイサービス）、短期入所（ショートステイ）など）。

介護保険サービスのみでは、支給量が確保できないなどのお困りごとがある場合は、お住まいの区役所の担当部署へご相談ください。

【医療保険でサービスを受けている方へ】

現在、医療保険で訪問介護、訪問・通所リハビリテーション、居宅療養管理指導を受けている場合、要介護認定を受けると、原則として介護保険での同サービスの利用が優先され、医療保険の適用ではなくなります。いずれの適用となるか、詳しくは医療機関にご相談ください。



自宅で介護を受けている方が一時的に施設に泊まる

要介護
1～5

要支援
1・2

たんきにゆうしよせいかつかいご

短期入所生活介護【ショートステイ】

かいごよぼうたんきにゆうしよせいかつかいご
(介護予防短期入所生活介護)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。



1日あたりの費用のめやす

【併設型の施設で多床室を利用した場合】

要介護度	自己負担分	サービス費用
要支援 1	476円	4,758円
要支援 2	592円	5,918円
要介護 1	637円	6,361円
要介護 2	709円	7,089円
要介護 3	786円	7,859円
要介護 4	860円	8,598円
要介護 5	933円	9,326円

医療の助けが必要な方が一時的に施設に泊まる

要介護
1～5

要支援
1・2

たんきにゆうしよりょうようかいご

いりょうがた

短期入所療養介護【医療型ショートステイ】

かいごよぼうたんきにゆうしよりょうようかいご
(介護予防短期入所療養介護)

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療によるケアや介護、機能訓練などが受けられます。



1日あたりの費用のめやす

【介護老人保健施設で多床室を利用した場合】

要介護度	自己負担分	サービス費用
要支援 1	641円	6,405円
要支援 2	809円	8,088円
要介護 1	868円	8,673円
要介護 2	920円	9,196円
要介護 3	987円	9,864円
要介護 4	1,042円	10,418円
要介護 5	1,100円	10,993円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。
※連続した利用が30日を超えた場合、31日目は全額自己負担となります。

居室（部屋のタイプ）について	
従来型個室	リビングスペース（共同生活室）を併設していない個室
多床室	定員2人以上の相部屋
ユニット型個室	リビングスペースを併設している個室
ユニット型個室的多床室	リビングスペースを併設しているが完全な個室ではない部屋

「共生型サービス」について

共生型サービスは、1つの事業所で、介護保険と障害福祉のサービスを一体的に提供する取り組みです。

例えば、障害福祉サービス事業所が、共生型サービス事業所の指定を受けることにより、介護保険サービスを提供できるようになり、障害をお持ちの方が65歳以上になっても、引き続き、同じ施設でサービスが受けられます。

【対象サービス】 訪問介護 通所介護 短期入所生活介護 等

① 自宅を中心に利用するサービス



通いを中心とした複合的なサービス

通い・訪問・泊まりなどを組み合わせたサービスを受ける

要介護
1～5

要支援
1・2

地域密着型サービス

しょうきぼたきのうがたきょたくかいご
小規模多機能型居宅介護
かいごぼうしょうきぼたきのうがたきょたくかいご
(介護予防小規模多機能型居宅介護)



小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。

1か月あたりの費用のめやす

要介護度	自己負担分	サービス費用
要介護 1	11,034円	110,331円
要介護 2	16,216円	162,153円
要介護 3	23,589円	235,887円
要介護 4	26,035円	260,342円
要介護 5	28,706円	287,054円

要介護度	自己負担分	サービス費用
要支援 1	3,640円	36,397円
要支援 2	7,356円	73,554円

※食費、日常生活費、宿泊費は別途負担となります。

通い・訪問・泊まりに看護を組み合わせたサービスを受ける

要介護
1～5

地域密着型サービス

かんごしょうきぼたきのうがたきょたくかいご ふくごうがた
看護小規模多機能型居宅介護【複合型サービス】

利用者の状況に応じて、小規模な住居型の施設への「通い」、自宅に来てもらう「訪問」（介護と看護）、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。



1か月あたりの費用のめやす

要介護度	自己負担分	サービス費用
要介護 1	13,132円	131,315円
要介護 2	18,373円	183,728円
要介護 3	25,828円	258,274円
要介護 4	29,294円	292,931円
要介護 5	33,136円	331,354円

※食費、日常生活費、宿泊費は別途負担となります。

※要支援の方は利用できません。

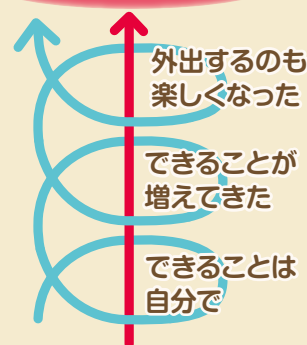
介護予防が大切なのはなぜ？

身体は使わないでいると、徐々に機能が低下してしまいます。要介護度が軽い方について調べてみると、足腰が弱くなったために家に閉じこもりがちになり、ますます状態を悪化させ、介護が必要となってしまったケースが多いという結果が出ています。

できることはなるべく自分でいき、身体を動かすことで、心身の機能を向上させ、自分らしい自立した生活をめざすことができます。

積極的なリハビリを行うことで、要介護度が改善することは、決して珍しいことではありません。

自分らしい生活へ





有料老人ホームなどに入居している方がサービスを受ける

要介護
1～5

要支援
1・2

特定施設入居者生活介護 (介護予防特定施設入居者生活介護)

有料老人ホームなどに入所している方が受けるサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練を受けられます。サービスは、施設の職員がサービスを行う包括型（一般型）と、外部の事業者がサービスを提供する外部サービス利用型に区分されます。

1日あたりの費用のめやす【包括型（一般型）】

要介護度	自己負担分	サービス費用
要支援 1	192円	1,912円
要支援 2	327円	3,270円
要介護 1	567円	5,663円
要介護 2	637円	6,364円
要介護 3	710円	7,095円
要介護 4	778円	7,774円
要介護 5	850円	8,495円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

地域の小規模な有料老人ホームなどでサービスを受ける

要介護
1～5

地域密着型サービス

ちいきみつちやくがた

地域密着型

とくていしせつにゆうきよしゃせいかつかいご

特定施設入居者生活介護

定員29人以下の小規模な介護専用の有料老人ホームに入居している方が受けるサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

1日あたりの費用のめやす

要介護度	自己負担分	サービス費用
要介護 1	571円	5,705円
要介護 2	642円	6,416円
要介護 3	716円	7,158円
要介護 4	784円	7,837円
要介護 5	857円	8,569円

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

※要支援の方は利用できません。

認知症の方が施設で共同生活を送る

要介護
1～5

要支援
2

地域密着型サービス

にんちしょうたいおうがたきょうどうせいかつかいご

認知症対応型共同生活介護【グループホーム】

かいごよぼうにんちしょうたいおうがたきょうどうせいかつかいご

(介護予防認知症対応型共同生活介護)

認知症と診断された方が共同で生活しながら、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

※要支援1の方は利用できません。

1日あたりの費用のめやす

【2ユニットの事業所の場合】

要介護度	自己負担分	サービス費用
要支援 2	783円	7,827円
要介護 1	787円	7,868円
要介護 2	824円	8,234円
要介護 3	849円	8,485円
要介護 4	866円	8,652円
要介護 5	883円	8,830円

地域の小規模な介護老人福祉施設でサービスを受ける

要介護
3～5

地域密着型サービス

ちいきみつちやくがた

かいごろうじんふくししせつにゆうしよしゃせいかつかいご

地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）で、食事・入浴などの介護や健康管理が受けられます。

1日あたりの費用のめやす (多床室を利用した場合)

要介護度	自己負担分	サービス費用
要介護 3	779円	7,785円
要介護 4	854円	8,537円
要介護 5	927円	9,269円

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

※新規に入所できるのは原則、要介護3以上の方。

※要支援の方は利用できません。

有料老人ホームや軽費老人ホームなどのうち「特定施設」（入居者がそこで受ける介護サービスが介護保険の対象となる施設）と指定を受けた施設では「特定施設入居者生活介護」を利用できます。「特定施設入居者生活介護」は入居している居室が自宅とみなされるため、大きくは居宅サービスや地域密着型サービスに分類されます。

②介護保険施設で受けるサービス

下記の介護保険施設に入所して受けるサービスを「施設サービス」と呼びます。介護保険施設は、どのような介護が必要かによって、下記のタイプに分かれています。入所を希望するときは、施設に直接申し込みます。必要性の高い方から入所できます。

※施設サービスの費用は、要介護度や施設の体制、部屋のタイプによって異なります。

※居住費、食費、日常生活費は別途負担となります。

(従来型個室、多床室、ユニット型個室の違いについて▶15ページ参照)

※要支援の方は利用できません。



介護保険施設に移り住む

生活介護が中心の施設

要介護
3～5

介護老人福祉施設

【特別養護老人ホーム】

常に介護が必要で、自宅では介護が困難な方が対象の施設です。食事・入浴など日常生活の介護や健康管理が受けられます。



1か月あたりの施設サービス費のめやす
(多床室を利用した場合)

要介護度	自己負担分	サービス費用
要介護 3	22,949円	229,482円
要介護 4	25,143円	251,427円
要介護 5	27,306円	273,058円

※新規に入所できるのは原則として、要介護3以上の方

介護やリハビリが中心の施設

要介護
1～5

介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとで介護や看護、リハビリを受けられます。



1か月あたりの施設サービス費のめやす
(多床室を利用した場合)

要介護度	自己負担分	サービス費用
要介護 1	24,861円	248,605円
要介護 2	26,428円	264,280円
要介護 3	28,466円	284,658円
要介護 4	30,128円	301,273円
要介護 5	31,727円	317,262円

長期療養の機能を備えた施設

要介護
1～5

介護医療院

主に長期にわたり療養が必要な方が対象の施設です。医療と介護(日常生活上の世話)が一体的に受けられます。



1か月あたりの施設サービス費のめやす
(多床室を利用した場合)

要介護度	自己負担分	サービス費用
要介護 1	26,115円	261,145円
要介護 2	29,563円	295,630円
要介護 3	37,056円	370,557円
要介護 4	40,222円	402,220円
要介護 5	43,107円	431,062円

●施設サービスを利用したときの費用

施設サービス費の自己負担分（1～3割）に加え、居住費・食費・日常生活費を支払います。

施設サービス費の
1～3割

+

居住費
(滞在費)

+

食費

+

日常生活費
(理美容代など)

=

自己負担

施設の平均的な費用をもとに、基準費用額が定められています。実際の費用は施設と利用者との契約により決められます。

変更ポイント
Ⅱ型介護医療院などの一部の多床室において、室料が徴収されます。(令和7年8月から)

居住費・食費の基準費用額(1日あたり)

居住費(滞在費)				食費
従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	
1,728円 (1,231円)	437円※ (915円)	2,066円	1,728円	1,445円

()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。
※令和7年8月より、室料が徴収される場合は697円になります。

●所得が低い方は、居住費と食費の負担が軽くなります

所得が低い方に対しては、所得に応じた自己負担の上限(限度額)が設けられており、これを超える利用者負担はありません。超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から給付されます。

- 給付を受けるには、区役所地域福祉課へ申請して「介護保険負担限度額認定証」の交付を受け、事業所に提示することが必要です。

変更ポイント
★令和7年8月より80万9千円に変更されます。

居住費・食費の自己負担限度額(1日あたり)

利用者負担段階	所得の状況		預貯金等の資産の状況	居住費(滞在費)				食費
				従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	
1	生活保護受給者の方等		要件なし	550円 (380円)	0円	880円	550円	300円
	高齢福祉年金受給者の方		単身:1000万円以下 夫婦:2000万円以下					
2	世帯全員が市民税非課税	前年の合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が80万円★以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1650万円以下	550円 (480円)	430円	880円	550円	390円 [600円]
3-①		前年の合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が80万円★超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1550万円以下	1,370円 (880円)	430円	1,370円	1,370円	650円 [1,000円]
3-②		前年の合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1500万円以下	1,370円 (880円)	430円	1,370円	1,370円	1,360円 [1,300円]

※居住費の()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。
※食費の【 】内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の額です。
※申請した月から適用となります。 ※非課税年金とは障害年金や遺族年金などです。
※第2号被保険者(40歳以上64歳以下)の場合、2、3-①、3-②の方の預貯金等の資産の要件は1000万円(夫婦は2000万円)以下です。

- 預貯金等が上の表のとおり一定額を超える場合は、支給の対象外となります。
【預貯金等に含まれるもの】預貯金(普通・定期)、有価証券、投資信託、現金など。なお借入金・住宅ローン等の負債は、預貯金等額から差し引かれます。
【預貯金等に含まれないもの】生命保険、自動車、腕時計・宝石などの貴金属、絵画・骨董品・家財など。
- 同一世帯でない配偶者の所得や預貯金等も判断材料とします。
【配偶者の範囲】婚姻届を提出していない事実婚も含む。

DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合等は対象外です。
※申請にあたっては、本人および配偶者の預金通帳等のコピー、金融機関への照会に対する同意書を提出していただく必要があります。
※偽りその他の不正行為により軽減を受けると、軽減額の返還に加えて最大で軽減額の2倍の加算金が課される場合があります。

③生活環境を整えるサービス



生活する環境を整える

自立した生活を送るための福祉用具を借りる

福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)

次の13種類が貸し出しの対象となります。
要介護度によって利用できる用具が異なります。



- = 利用できる。
× = 原則として利用できない。
▲ = 尿のみを吸引するものは利用できる。

	要支援1・2 要介護1	要介護2・3	要介護4・5
・手すり(工事をとみなわないもの) ・歩行器	○	○	○
・スロープ(工事をとみなわないもの) ・歩行補助つえ	○	○	○
・車いす ・特殊寝台 ・体位変換器	×	○	○
・車いす付属品(クッション、電動補助装置等) ・特殊寝台付属品 ・認知症老人徘徊感知機器	○	○	○
・床ずれ防止用具 ・移動用リフト	○	○	○
・自動排せつ処理装置	▲	▲	○

月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1～3割を自己負担します。

適正な価格で、福祉用具を利用しましょう。

適正な価格で利用するために下記の点を理解しておきましょう。疑問点は事業者に相談しましょう。

- ・商品ごとに貸与価格の全国平均が公表されており、その平均価格をもとに**貸与価格の上限額が設定**されています。※上限を超えた場合は、保険給付対象外(全額自己負担)となります。
- ・事業者には下記①、②が義務付けられています。
- ① 貸与する商品の機能や価格帯の異なる複数商品を選択肢として示す。
- ② 貸与する商品の全国平均価格とその事業者の価格を説明する。

一部の福祉用具は貸与と購入を選択できます。(令和6年4月から)

固定用スロープ、歩行器(歩行車を除く)、単点つえ(松葉づえを除く)、多点つえについては、福祉用具専門相談員またはケアマネジャーからの提案により、貸与と購入を選択できます。

トイレ、入浴関連の福祉用具を買う

申請が必要です

要介護
1～5

要支援
1・2

特定福祉用具購入(特定介護予防福祉用具購入)



購入費支給の対象は、次の種目です。

- 腰掛便座(便座の底上げ部材を含む)
- 移動用リフトのつり具の部分
- 入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴用介助ベルト等)
- 簡易浴槽
- 排せつ予測支援機器
- 自動排せつ処理装置の交換部品
- 固定用スロープ
- 歩行器(歩行車を除く)
- 歩行補助つえ(松葉づえを除く単点つえおよび多点つえ)

貸与と購入を選択できます。

年間10万円が上限で、その1～3割が自己負担です。費用が10万円かかった場合、1～3万円が自己負担です。(毎年4月1日から1年間)

※指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給の対象になりませんのでご注意ください。

※受領委任払いの事前申請を行えば、利用者が指定事業者から1割～3割を支払い、そのあとに9割～7割が介護保険から事業者へ支払われます。

※原則として同一種目の再購入は、購入費の支給を受けることはできません。ただし、正規の使い方福祉用具が破損した場合や、介護の必要の程度が著しく高くなった場合等、特別の事情がある場合については、支給の対象になる場合があります。(事前に区役所地域福祉課までご相談ください。)



より安全な生活が送れるように住宅を改修する

事前と事後に申請が必要です

要介護
1～5

要支援
1・2

居宅介護住宅改修(介護予防住宅改修)

生活環境を整えるための住宅改修に対し、20万円を上限として費用の7～9割が住宅改修費として支給されます。

(費用が20万円だった場合、自己負担1割の場合2万円、2割の場合4万円、3割の場合6万円が自己負担額です。)

●工事の前に保険給付の対象となるかどうかを、ケアマネジャーか区役所地域福祉課に相談しましょう。



◎介護保険の対象となる工事

- 手すりの取り付け
- 段差や傾斜の解消
- 滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
- 開き戸から引き戸等への扉の取り替え、扉の撤去
- 和式から洋式への便器の取り替え
- その他これらの各工事に付帯して必要な工事

※屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります。
※リフォームは対象外です。

支給限度額／20万円(原則1回限り)

20万円が上限で、その1～3割が自己負担です。

※1回の改修で20万円を使い切らずに、数回に分けて使うこともできます。

※引っ越しをした場合や要介護度が著しく高くなった場合、再度支給を受けることができます。

※限度額20万円の枠を利用し終わったあとの住宅改修は、原則として全額自己負担となります。

手続きの流れ

(改修前に事前申請がない場合は、支給対象外となります。)

【償還払い(後から払い戻される)の場合】

相談

- ケアマネジャーや地域包括支援センターに相談します。

事前申請

- 工事を始める前に、区役所地域福祉課に必要な書類を提出します。

【申請書類の例】

- ・支給申請書
- ・住宅改修が必要な理由書
- ・改修前の写真(日付入り)
- ・図面
- ・工事費の見積書(利用者宛のもの) 等

- 堺市から着工の許可が下りてから着工します。

工事・支払い

- 改修費用を事業所にいったん全額支払います。

事後申請

- 区役所地域福祉課に支給申請のための書類を提出します。

【申請書類の例】

- ・完了届
- ・改修前後の写真(日付入り)
- ・工事費の内訳書
- ・領収書(利用者宛のもの) 等

払い戻し

- 工事が介護保険の対象であると認められた場合、介護保険対象工事代金の7～9割が支給されます。

住宅改修のサービスを受けるには、要介護認定を受けていることが前提となります。

また、住宅改修を利用するときには、複数の業者から見積りを取りましょう。



※受領委任払いの事前申請を行えば、利用者が施工業者に1割～3割を支払い、そのあとに介護保険から施工業者へ9割～7割が支払われます。